

沖縄市オープンデータ利活用推進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

オープンデータの普及および利活用の促進を図ることを目的に市民が自ら、沖縄市の地域課題を考え、その解決策を公開データやビックデータなどを活用し、提案するアイデアソンを開催する。

(2) 業務名

沖縄市オープンデータ利活用推進業務

(3) 業務内容

概要仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 30 日（月）まで

(5) 企画提案を求めるテーマ

ア 業務の実施方針

イ アイデアソンの開催に関する考え方

ウ アイデアソン開催周知・広報活動、アンケートの実施に関する考え方

エ 自由提案

2 提案限度額

提案限度額は、2,176,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、参考見積書の金額が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

➤ 予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

➤ プロポーザル選定結果に基づき、契約候補者を選定する。

➤ 市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

3 担当課

沖縄市役所企画部 DX 戦略室 DX 推進課 DX 推進担当

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話番号：098-923-0419（直通） 担当：有銘、兼次

電子メール：a28dxsuisin@city.okinawa.lg.jp

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 単体企業として参加する場合

ア 沖縄市内に本社、支社又は営業所を有していること。

イ 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

エ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）並びに反社会的勢力、それらに準ずる者でないこと。

また、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者及びこれらと関係を有している者でないこと。

キ 本業務を確実に遂行できること。

（2）共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者がそれぞれの業務範囲に応じて上記（1）各号（代表となる企業以外の構成者については、アを除く。）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

この場合において、代表となる企業は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するとともに、主たる業務を担うものとする。

5 参加表明書および企画提案書等の作成および提出方法等

（1）提出書類

ア 参加表明書等

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式－1	1 部
履歴事項全部証明書等	法人の場合「登記簿謄本」 商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 商号登記していない個人の場合「身分証明書」	1 部
滞納のない証明書	法人の場合 「市町村税」「法人税」「消費税および地方消費税」 個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」	各 1 部
財務諸表	任意（直近 1 年分）	1 部

※ただし、「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」または「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は「履歴事項全部証明書等」「滞納のない証明書」については提出しなくてもよい。

イ 企画提案書等

提出物	様式等	提出部数等
企画提案書	様式-2（企画提案書表紙）	1 部
	様式-3（会社の概要、経営規模等）	1 部
	様式-4（会社の業務実績）	※様式-8 とは別留め
	様式-5（業務実施体制）	
	様式-6（予定現場代理人等の経歴及び実績）	
	様式-7（参考見積書）	
	様式-8（テーマ別企画提案）又は任意	1 部
	参考資料 提出企業パンフレット	1 部
上記の電子データ	上記企画提案書（様式2～8）データファイル	1 部（CD-R、又は本市が用意する電子申請フォーム）

（2）提出方法

ア 提出期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月11日（金）12時00分まで

イ 提出先

沖縄市役所企画部 DX 戦略室 DX 推進課 DX 推進担当

ウ 提出方法

・紙媒体の場合

➤ 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

・電子媒体の場合

➤ 申請フォーム：<https://logoform.jp/form/7EYC/rikatuyoupuropo>

（アップロードできる容量の上限は1ファイル10MB以内）

エ 特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

（3）企画提案書等作成時の注意事項

ア 提出する企画提案書等はA4版とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

6 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

（1）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（2）質問及び回答の方法

ア 様式

様式-9（質問書）

イ 提出先

沖縄市役所企画部 DX 戦略室 DX 推進課 DX 推進担当

ウ 提出方法

持参、送付、要領5（2）の申請フォーム又は電子メール（いずれの方法でも

受付期間内必着とする。)

エ 受付期間

令和 7 年 3 月 21 日 (金) から令和 7 年 4 月 9 日 (水) 15 時 00 分まで

オ 質問に対する回答の方法

令和 7 年 4 月 10 日 (木) までに本市ホームページに掲載する。質問者の事業所名や氏名等は公表しない。ただし、質問内容が、質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書の審査

(1) 評価

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀提案者として決定する。ただし、合計評価点が満点の 60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

ア 一次評価 (書類審査)

一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、上位 3 者程度 (以下「二次評価対象者」という。)を選定する。なお、一次評価は評価委員長の下、事務局において行うものとする。

イ 二次評価 (プレゼンテーション及びヒアリング)

一次評価により選定された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、評価委員によって評価する。プレゼンテーションの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

二次評価対象者は、以下の要領でプレゼンテーションを行う。

① 実施日時および場所

一次評価結果通知書に併せて通知する。

② 実施方法

- ▶ 1 者ずつのプレゼンテーションとし、1 者の持ち時間は、説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分以内とする。なお、説明時間が 20 分未満で終えた場合、残った時間を質疑の時間へと充てることができるものとする。
- ▶ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- ▶ プレゼンテーションの説明者は予定現場代理人又は主任担当者とし、補助者を含めて 1 者につき 3 名までとする。
- ▶ 二次評価実施日において欠席をした場合は、最優秀提案者から除外する。

(2) 結果の通知

最優秀提案者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった旨を通知する。

(3) 評価項目

評価は、次表に掲げる項目を目安とする。

ア 一次評価

評価対象	
企業能力	企業信頼度
	実施体制
	地理的条件
	業務実績
担当者能力	業務実績

イ 二次評価

評価対象	
提案内容	業務の実施方針等
	アイデアソンの開催に関する考え方
	アイデアソン開催周知・広報活動、アンケートの実施に関する考え方
	プレゼンテーション評価
	自由提案

(4) 評価の留意事項

一次評価過程において、第 3 位となる得点が二者以上あった場合、「**地理的条件**」がより高い評価を受けた提案者を一次評価通過者とする。上記手順においても、なお同点の提案者が存在する場合は、同様の手順で、以降「**担当者能力（業務実績）**」、「**企業能力（業務実績）**」、「**実施体制**」、「**企業信頼度**」の順でより高い評価を受けた提案者を一次評価の通過者とする。

二次評価過程において、最優秀提案者が二者以上あった場合、「**業務の実施方針等**」がより高い評価を受けた提案者を最優秀提案者とする。上記においても、最優秀提案者が決定しない場合は、評価委員の多数決により最優秀提案者を決定するものとし、それでも決定しない場合は、評価委員長が「**業務の実施方針等**」において高い評価をつけた提案者を最優秀提案者とする。

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

沖縄市は、最優秀提案者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書を徴する相手先として再特定するものとする。

ア 最優秀提案者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。

イ 最優秀提案者が、沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなっ

たとき。

ウ 最優秀提案者が、特定後に本要領 9 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ 最優秀提案者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。

オ 最優秀提案者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様および実施条件

ア 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受注者協議の上、定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀提案者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

エ 企画提案書に記載した現場代理人および主任担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。また、受注者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領 9 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

9 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本要領 4 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

(4) その他本要領の定めに反した場合

(5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

10 その他

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
質問受付	令和 7 年 3 月 21 日 (金)～令和 7 年 4 月 9 日 (水)
参加表明書および企画提案書 受付期間	令和 7 年 3 月 21 日 (金) ～令和 7 年 4 月 11 日 (金)
1 次審査 結果通知	令和 7 年 4 月 11 日 (金) (予定)

2次審査 プレゼンテーション	令和7年4月25日（金）（予定）
審査結果の通知	令和7年4月下旬（予定）
契約締結	令和7年4月下旬（予定）

（2）本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出およびプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

（3）書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達および遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書および企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合で、提出物が紙媒体の際は提出書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

電子媒体の際は、再提出の日付をファイル名に加えて再提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書および企画提案書の改変はできないものとする。

（4）使用言語および通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

（5）無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 作成様式および記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ 虚偽の内容が記載されているもの

（6）措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

（7）企画提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書および企画提案書は、返却しない。

イ 提出された参加表明書および企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続きおよびこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存を行う。

ウ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等およびテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価および特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する場合がある。

(8) 追加資料

現場代理人および主任担当者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。